

自治医科大学学長給与規程

(平成18年3月30日制定)

(総則)

第1条 常務理事たる自治医科大学学長（以下「学長」という。）に対する給与の支給等については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 学長の給与は、報酬、地域手当及び通勤手当（以下「報酬等」という。）並びに期末特別手当とする。

(報酬)

第3条 学長の報酬月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11の指定職俸給表8号俸に相当する額を超えない範囲内において、学校法人自治医科大学理事長が別に定める。

(報酬等の支給方法等に係る規定の準用)

第4条 学長の報酬等の支給方法等に関しては、学校法人自治医科大学役員給与規程（平成18年3月30日制定）第4条から第10条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「学長」と読み替えるものとする。

(旅費)

第5条 学長の旅費は、国家公務員の例に準じて理事長が定めるところにより支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定の適用に当たっては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間は、同条の規定にかかわらず、報酬月額は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の改正趣旨を勘案し、次の区分により、それぞれ理事長が別に定める。

(1) 平成18年3月31日現在在職者で引き続いて学長である者

(2) 平成18年4月1日以降に学長となった者

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。